

規制の事前評価書

法令案の名称：労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

規制の名称：個人事業者等への定期自主検査及び安全衛生教育等の義務付け並びに事業者、機械等貸与者及び建築物貸与者等の義務対象の拡充

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課、安全課、労働衛生課、化学物質対策課

評価実施時期：令和7年2月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 働き方の多様化等を踏まえ、労働安全衛生法に個人事業者等の措置義務を規定するとともに、事業者、機械等貸与者及び建築物貸与者等の義務対象を拡大する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 労働者災害補償保険の特別加入者の災害状況や都道府県労働局・労働基準監督署が把握した建設業で働く一人親方等の死亡災害の状況についてみると、個人事業者等について、業務上災害が相当数発生していることが見受けられる。
- 働き方の多様化が進む中で、安全衛生法令においてもこうした変化を取り込むことは、個人事業者等の業務上災害の防止のみならず、労働災害の防止にとっても必要不可欠である。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 機械等の安全確保について、個人事業者等にも定期自主検査の実施等を義務付ける。
- 危険又は有害な業務につく場合の安全衛生教育について個人事業者等にも修了を義務付ける。
- 個人事業者等に係る災害報告制度等に係る根拠規定を設ける。
- 事業者等が行う混在作業による労働災害の防止措置について、その統括管理の対象に個人事業者等を位置づける。
- 個人事業者に機械等及び建築物を貸与する場合の規制を設ける。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- 国の規制権限不行使が争われた、いわゆる建設アスベスト国家賠償訴訟最高裁判決を踏まえた労働安全衛生規則等の改正をすでに実施している。

<その他非規制手段の検討状況>

- 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった
(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)
 - ・ 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」の策定等

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 労働者と同じ場所で働く個人事業者等への規制の創設が、労働災害の減少につながる。
- ・ 個人事業者等の死傷病報告制度の創設等により、個人事業者等の災害実態が定性的・定量的な形で、把握可能となる（定量的な災害状況等の把握を行うための規制の新設であり、現時点での定量化は困難。）。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 個人事業者等について、安全衛生教育や定期自主検査の実施費用が生じる可能性がある。

<行政費用>

- ・ 当該制度について事業主に周知するための費用が発生することとなる。また、法令違反を行った事業主に対して助言、指導、勧告等を行うための費用が発生することとなる。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

- 意見聴取した 意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

改正事項ごとに、賛同の意見があり、例えば、

- ・ 建設物等や化学物質の製造設備等に由来する労働災害防止について、それらの物を請負人の労働者に使用させる注文者は、労働災害を防止するため必要な措置を講じることになっているが、これらを個人事業者等に使用させる場合にも同様の措置を講じることが適当である。
- ・ 個人事業者等の業務上災害については、現在、網羅的に把握する仕組みがないことから、労働者死傷病報告の仕組みを参考にして、個人事業者等の業務上災害の報告制度を創設することが適当である。

等の意見があった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 労働政策審議会安全衛生分科会第161回（令和6年4月26日）～第166回（令和6年9月6日）等
- ・ 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会（令和4年5月13日～令和5年10月27日）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 労働政策審議会安全衛生分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126972.html

- ・ 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_558547_00010.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 見直し条項（法律施行後5年）を踏まえた事後評価の実施時期は、各改正事項の施行時期から5年以内（令和13年度、令和14年度等）であり、それまでに事後評価を実施予定。